

1. 序 章

1. 位 置

区 分	方 位	地 名	経 緯	両極間の 長 さ	面 積	
				km	km ²	
奈 良 県	極 東	宇陀郡御杖村大字神末	東經 136度12分	64.13	3,692.15	
	極 西	吉野郡野迫川村大字弓手原	同 135度33分			
	極 南	吉野郡十津川村大字竹筒	北緯 33度52分	102.22		
	極 北	生駒市高山	同 34度47分			
県 庁 所 在 地		奈良市登大路町	東經 135度48分	北緯 34度41分		

2. 県 政 沿 革

明治以前（幕政の頃）

本県大和国は、郡山一柳沢氏 151,288石、高取一植村氏 25,000石、柳本氏 10,000石、芝村一織田氏 10,000石、櫛羅一永井氏 10,000石、小泉一片桐氏 11,000石、柳生一柳生氏 10,000石、田原本一平野氏 10,000石の8藩に分封管治され、その他、和歌山一徳川氏、津一藤堂氏、久居一藤堂氏、大多喜一松平氏、壬生一鳥居氏の5藩の分邑と高取藩預り所、奈良奉行および 133ヶ所の代官、旗本、宮堂上、神社、寺院、社家等に分属していた。

明治維新によって明治元年大和鎮台、同年旧奈良奉行支配地等を所管するため奈良県が置かれ、奈良県政の一歩をしるした。さらに明治4年の廢藩置県により、奈良県は大和国一円を所管することになる。しかしながら、同9年堺県と合併、同14年大阪府に編入され、明治20年大阪府から独立するまで、一時奈良県は姿を消すことになり、現在の奈良県の開設は、明治20年12月1日に最初の基礎を固めたのである。

[県政略年表]

明治元年正月	大和鎮台が設置せられた。
同年 5月	高取藩預り所、奈良奉行所および 133ヶ所の代官所、旗本、宮堂上、神社、寺院、社家管理領等を奉還する。
同 年 5月19日	奈良県を置き（知事・春日仲襄）これを管轄する。
同 2年6月17日	各藩は藩籍を奉還し、それぞれ知事を置く。
同 3年2月3日	奈良県の一部（旧宇智、吉野郡）を分け五條県を置く。
同 4年7月14日	廢藩置県により大和国内に奈良県、五條県のほか、郡山県、高取県、小泉県、柳生県、田原本県、柳本県、芝村県、櫛羅県、和歌山県、津県、久居県、壬生県、大多喜県が誕生する。
同 4年11月22日	奈良・五條を含む15県を廃し、奈良県を設置、大和全国を添上・添下・平群・山辺・式上・式下・十市・宇陀・高市・広瀬・葛下・葛上・忍海・宇智・吉野の15郡に分け統轄（県令四条隆平）する。 (時に県庁は添上郡奈良町、石高 50万石余、戸数95,866、人口 418,326人（地方沿革略譜から）)
同 9年4月18日	奈良県が堺県に合併される。
同 14年2月7日	堺県が大阪府に合併される。当時大和15郡を4郡役所で所管する。（時に 183町、1,306村）
同 20年11月4日	大阪府から分離して奈良県が置かれる。（時に「大和国一覽表」によれば、郡数15、町261、村333、戸数99,005、人口 476,709人。）
同 年12月1日	奈良県発足する。（知事税所篤）。
同 年12月28日	第1回奈良県議会議員35名の当選を告示する。
同 21年1月9日	第1回奈良県会、大仏殿廻廊で開会する。
同 22年4月1日	町村制の施行。（10町 152村（組合村を構成する村を個別に勘定）
同 28年12月15日	県庁舎が落成する。
同 30年4月1日	郡制の実施、添下・平群を合せて生駒郡・式上・式下・十市を合せて磯城郡・広瀬・葛下を合せて北葛城郡、葛上・忍海を合せて南葛城郡とし、添上郡、山辺郡、宇陀郡、高市郡、宇智郡、吉野郡を合せて10郡となり、各郡に郡役所を設置する。
同 31年2月1日	添上郡奈良町に市制を施行する。
大正12年4月1日	郡制を廃止する。
同 15年7月1日	郡役所を廃止する。
昭和22年4月5日	知事公選制となる。

3. 市町村の廃置分合・境界変更

	(市町村数には、組合村を構成する個々の村をそれぞれ勘定した。)
明治20年11月4日	大阪府から分離して奈良県が設置された。
同 22年4月1日	町村制が施行され奈良町、高田町、郡山町、八木町、今井町、五條町、御所町、田原本町、松山町、上市町が誕生する。
同 23年4月1日	古野郡下市村を下市町とする。
同 年6月19日	吉野郡東十津川村、西十津川村、南十津川村、北十津川村、十津川花園村、中十津川村を合併し、十津川村とする。
同 年9月29日	吉野郡竜門村を竜門村、中竜門村、上竜門村とする。
同 年11月12日	十市郡桜井村を桜井町とする。
同 24年1月7日	式下郡三輪村を三輪町とする。
同 年3月10日	式上郡初瀬村を初瀬町とする。
同 年6月3日	高市郡高取村を高取町とする。
同 年9月24日	吉野郡阿太村を大阿太村、南阿太村とする。
同 25年2月12日	広瀬郡河合村大字沢、寺戸、大場を同郡箸尾村に編入する。
同 年4月2日	平群郡龍田村を龍田町とする。
同 26年9月20日	山辺郡山辺村を丹波市町とする。
同 年9月29日	宇陀郡榛原村を榛原町とする。
同 27年6月8日	吉野郡国櫻村を廃し、国櫻村及び中莊村を置く。
同 年9月3日	添上郡櫻本村が櫻本町となる。
同 29年9月1日	平群郡明治村を平群村と名称変更する。
同 30年9月28日	山辺郡波多野村大字嵩を添上郡月瀬村に編入する。
同 31年2月1日	添上郡奈良町を奈良市とする。
同 34年4月1日	北葛城郡浮孔村大字三倉堂の一部を同郡高田町に編入する。
同 35年4月23日	山辺郡朝和村大字仙之内を同郡丹波市町に編入する。
同 45年7月1日	吉野郡南芳野村を廃し黒滝村及び丹生村を置く。
大正4年1月1日	南葛城郡柳羅村他7ヶ村を廃して大正村を置く。
同 10年2月11日	吉野郡大淀村を大淀町とする。
〃	生駒郡北生駒村を生駒村とする。
〃	生駒郡生駒村を生駒町とする。
同 12年1月1日	磯城郡柳本村を柳本町とする。
同 年4月1日	添上郡佐保村を廃しその区域を奈良市に編入する。
同 年8月31日	北葛城郡新庄村を新庄村とする。
同 15年2月11日	北葛城郡王寺村を王寺町とする。
昭和2年4月29日	北葛城郡箸尾村を箸尾町とする。
同 年8月22日	北葛城郡土庫村、松塚村を廃しその区域を同郡高田町に編入する。
同 年11月3日	添上郡帶解村を帶解町とする。
同 3年2月11日	高市郡白樺村を畠傍町とする。
同 年4月29日	吉野郡吉野村を吉野町とする。
同 年11月3日	宇智郡野原村を野原町とする。
同 10年2月11日	生駒郡多村及び平端村を廃し、その区域をもって昭和村を置く。
同 年4月29日	宇陀郡宇太村を宇太町とする。
同 14年4月1日	添上郡東市村大字白毫寺の区域を奈良市に編入する。
同 15年11月3日	生駒郡跡村を廃し、その区域を奈良市に編入する。
同 16年1月1日	北葛城郡浮孔村、磐園村を廃しその区域を高田町に編入する。
同 年3月10日	生駒郡筒井村を廃し、その区域を同郡郡山町に編入する。
同 17年2月11日	宇陀郡松山町、神戸村、政始村及び吉野郡上竜門村を廃しその区域をもって大字陀町を置く。
同 年4月1日	磯城郡城島村を廃しその区域を同郡桜井町に編入する。
同 22年2月11日	生駒郡竜田町、法隆寺村、富郷村を廃しその区域をもって斑鳩町を置く。
同 23年1月1日	北葛城郡高田町を大和高田市とする。
同 24年1月1日	吉野郡高見村大字鷺家の区域を同郡小川村に編入する。
同 年5月3日	吉野郡黒竜村大字才谷を同郡下市町に編入する。
同 年6月8日	磯城郡耳成村大字内膳を高市郡八木町に編入する。
同 25年4月1日	添上郡五ヶ谷村大字菩提山の一部を同郡田原村へ編入、同大字春日野と名称変更する。

3. 市町村の廃置分合・境界変更(続)

同	25年5月5日	生駒郡片桐村を片桐町とする。	2市 29町 110村
同	年7月1日	生駒郡伏見村を伏見町とする。	2市 30町 109村
同	26年3月15日	添上郡大安寺村、東市村、生駒郡平城村を廃しその区域を奈良市に編入する。	2市 30町 106村
同	27年7月1日	宇智郡大阿太村大字佐名伝の区域を吉野郡大淀町に編入する。	
同	28年4月1日	生駒郡富雄村を富雄町とする。	2市 31町 105村
同	年5月1日	北葛城郡馬見村を馬見町とする。	2市 32町 104村
同	年12月10日	生駒郡矢田村、昭和村、添上郡治道村、平和村を廃しその区域を生駒郡郡山町に編入する。	2市 32町 100村
同	29年1月1日	生駒郡郡山町を大和郡山町と名称変更する。	
	"	生駒郡大和郡山町を大和郡山市とする。	3市 31町 100村
	"	南葛城郡秋津村を廃しその区域を同郡御所町に編入する。	3市 31町 99村
同	年3月3日	磯城郡安倍村、多武峰村、朝倉村を廃しその区域を同郡桜井町に編入する。	3市 31町 96村
同	年4月1日	山辺郡丹波市町、二階堂村、朝和村、福住村、添上郡櫟本町、磯城郡柳本町を廃しその区域をもって天理市を置く。	4市 28町 93村
同	年7月1日	宇陀郡伊那佐村を廃しその区域を同郡榛原町に編入する。	4市 28町 92村
同	年10月1日	磯城郡桜井町大字安田、笠間の区域を宇陀郡榛原町に編入する。	
同	"	宇陀郡室生村大字山柏の区域を同郡曾爾村に編入する。	
同	30年1月1日	高市郡高取町、船倉村、越智岡村を廃しその区域をもって高取町を置く。	4市 28町 90村
同	年2月1日	山辺郡都介野村、針ヶ別所村を廃しその区域をもって都祁村を置く。	4市 28町 89村
同	年2月11日	南葛城郡接上村を廃しその区域を同郡御所町に編入する。	4市 28町 88村
同	年3月10日	宇陀郡室生村、三本松村、山辺郡東里村を廃しその区域をもって宇陀郡室生村を置く。	4市 28町 86村
同	年3月15日	生駒郡南生駒村を廃しその区域を同郡生駒町に編入する。	4市 28町 85村
同	年4月1日	添上郡辰市村、明治村、帶解町、五ヶ谷村、生駒郡伏見町、富雄町を廃しその区域を奈良市に編入する。	4市 25町 82村
同	年4月15日	宇智郡内牧村を廃しその区域を同郡榛原町に編入する。	4市 25町 81村
同	年7月10日	北葛城郡馬見村、瀬南町、百濟村を廃しその区域をもって広陵町を置く。	4市 25町 79村
同	31年1月1日	磯城郡三輪町、織田村、纏向村を廃しその区域をもって大三輪町を置く。	4市 25町 77村
同	年2月11日	吉野郡秋野村を廃しその区域を同郡下市町に編入する。	4市 25町 76村
同	年4月1日	磯城郡耳成村、高市郡畠傍町、今井町、八木町、真菅村、鴨公村を廃しその区域をもって権原市を置く。	5市 22町 73村
同	年5月3日	北葛城郡五位堂村、二上村、下田村、志都美村を廃しその区域をもって香芝町を置く。	5市 23町 69村
	"	北葛城郡當麻村、磐城村を廃しその区域をもって當麻村を置く。	5市 23町 68村
	"	吉野郡吉野町、国櫻村、中莊村、上市町、中竜門村、竜門村を廃しその区域をもって吉野町を置く。	5市 22町 64村
同	年7月3日	南葛城郡忍海村を廃しその区域を北葛城郡新庄村に編入する。この結果、南葛城郡は消滅する。	5市 22町 63村
同	年7月10日	高市郡金橋村、新沢村を廃しその区域を権原市に編入する。	
同	年8月1日	高市郡阪合村、高市村、飛鳥村を廃しその区域をもって明日香村を置く。	5市 22町 61村
同	年9月1日	北葛城郡新庄村大字東辻、北十三の区域を南葛城郡御所町に編入する。	5市 22町 59村
同	"	宇陀郡宇太町、宇賀志村を廃しその区域をもって菟田野町を置く。	5市 22町 58村
同	"	北葛城郡箸尾町を廃しその区域を同郡広陵町に編入する。	5市 21町 58村
同	"	南葛城郡葛城村、吐田郷村を廃しその区域をもって葛上村を置く。	5市 21町 57村
同	"	磯城郡大福村、香久山村を廃しその区域を同郡桜井町に編入する。	5市 21町 55村
同	"	磯城郡桜井町を桜井市とする。	6市 20町 55村
同	年9月30日	磯城郡田原本町、多村、川東村、都村、平野村を廃しその区域をもって田原本町を置く。	6市 20町 51村
	"	添上郡東山村、山辺郡波多野村、豊原村を廃しその区域をもって山辺郡山添村を置く。	6市 20町 49村
	"	吉野郡丹生村を廃しその区域を下市町に編入する。	6市 20町 48村
	"	北葛城郡陵西村を廃しその区域を大和高田市に編入する。	6市 20町 47村
	"	磯城郡上之郷村を廃しその区域を桜井市に編入する。	6市 20町 46村
	"	桜井市大字池尻、南山、戒外、南浦、木之本、下八鈎、膳夫、出合、出垣内の	

3. 市町村の廃置分合・境界変更(続)

	区域を権原市に編入する。	
同 32年1月1日	北葛城郡香芝町大字畠田（字尻寺を除く）の区域を同郡王寺町に編入する。	
同 年3月1日	高市郡天満村を廃しその区域を大和高田市に編入する。	6市 20町 45村
同 年3月31日	生駒郡片桐町を廃しその区域を大和郡山市に編入する。	6市 19町 45村
〃	生駒郡北倭村を廃しその区域を同郡生駒町に編入する。	6市 19町 44村
同 年7月1日	磯城郡田原本町大字飯高、大垣、豊田、西新堂、新ノロの区域を権原市に編入する。	
〃	北葛城郡広陵町大字池尻及び藤森（363の1、363の3、364の1、364の3及び365の3の地番の区域を除く）を大和高田市に編入する。	
同 年7月1日	大和高田市大字箸喰の区域を権原市に編入する。	
同 年8月31日	山辺郡山添村大字水間、別所の区域を添上郡田原村に編入する。	6市 19町 39村
同 年9月1日	添上郡田原村、柳生村、大柳生村、東里村、狭川村を廃しその区域を奈良市に編入する。	
同 年10月1日	北葛城郡新庄町大字柳原、出屋敷、今城の区城を南葛城郡御所町に編入する。	
同 年10月15日	宇智郡五條町、牧野村、北宇智村、宇智村、大阿太村、南阿太村、野原町、阪合部村を廃しその区域をもって五條市を置く。	7市 17町 33村
同 33年3月1日	吉野郡小川村、四郷村、高見村を廃しその区域をもって東吉野村を置く。	7市 17町 31村
同 年3月31日	南葛城郡御所町、葛村、葛上村、大正村を廃しその区域をもって御所市を置く。	8市 16町 28村
同 年10月15日	磯城郡田原本町大字桧垣、遠田、海知、武藏の区域を天理市に編入する。	
同 34年1月1日	宇智郡南宇智村を廃しその区域を五條市に編入する。この結果宇智郡が消滅する。	8市 16町 27村
同 年2月23日	磯城郡初瀬町を廃しその区域を桜井市に編入。	8市 15町 27村
同 年4月1日	吉野郡白銀村、賀名生村、宗松村を廃しその区域をもって西吉野村を置く。	8市 15町 25村
〃	宇陀郡大宇陀町大字才ヶ辻の一部の区域を同郡菟田野町へ編入する。	
同 39年4月1日	磯城郡大三輪町を廃しその区域を桜井市に編入する。	8市 14町 25村
同 40年1月1日	北葛城郡広陵町大字広瀬の一部の区域を磯城郡三宅村に編入する。	
同 41年4月1日	生駒郡三郷村を三郷町とする。	8市 15町 24村
〃	北葛城郡當麻村を當麻町とする。	8市 16町 23村
同 42年9月1日	五條市東阿田町の一部を吉野郡大淀町へ編入する。	
同 43年1月1日	添上郡月瀬村を月ヶ瀬村に名称変更する。	
同 44年4月1日	桜井市大字柳、角柄の区域を権原町に編入する。	
同 年8月1日	北葛城郡香芝町大字上中の一部を同郡上牧村に編入し、上牧村大字中筋出作の一部を同郡香芝町に編入する。	
同 年9月1日	北葛城郡河合村大字薬井の一部、大輪田の一部と同郡上牧村大字下牧の間に一部交換（等積交換）。	
同 46年2月1日	生駒郡平群村を平群町とする。	8市 17町 22村
同 年4月1日	北葛城郡王寺町大字王寺の一部と同郡河合村大字薬水の一部の間に一部交換（等積交換）。	
同 年11月1日	生駒郡生駒町を生駒市とする。	9市 16町 22村
同 年12月1日	北葛城郡河合村を河合町とする。	9市 17町 21村
同 47年12月1日	北葛城郡上牧村を上牧町とする。	9市 18町 20村
同 49年4月1日	磯城郡三宅村を三宅町とする。	9市 19町 19村
〃	北葛城郡河合町大字大輪田の一部を同郡上牧町に編入する。	
同 50年4月1日	磯城郡川西村を川西町とする。	9市 20町 18村
同 年9月1日	北葛城郡香芝町と同郡広陵町の間に一部交換（等積交換）。	
同 52年4月1日	御所市大字重坂の一部及び内谷の一一部を五條市に編入。	
同 53年1月1日	宇陀郡大宇陀町大字才ヶ辻と藤井の一部を同郡菟田野町に編入。	
同 年12月1日	北葛城郡広陵町大字的場の一部を磯城郡三宅町に編入する。	
同 54年9月1日	北葛城郡香芝町と同郡王寺町の間に一部交換。	
同 57年7月1日	吉野郡下市町と同郡西吉野村の間に一部交換。	

4. 市町村役所(場)の位置ならびに区域内の町(字)の数及び名称

(昭和57年10月1日現在)

市町村別	役所、役場位置	町 大字数	町 及 び 大 字 名
奈 良 県		2,045	
奈 良 市	二条大路南1丁目 1番1号	430	油留木、押上、南半田東、北半田東、川久保、今小路、中御門、東篠錆、東包 永、雜司、手貝、元御門、今在家、東之阪、春日野、水門、興善院、 般若寺、奈良阪、鶴福院、不審ヶ辻子、中院、鵠、公納堂、福智院、十輪院 畑、十輪院、川之上突抜、川之上、築地之内、納院、藥師堂、毘沙門、芝突 抜、紀寺、西紀寺、東紀寺町1丁目～3丁目、高畑、白毫寺、南紀寺町1丁 目～5丁目、元新屋、芝新屋、元興寺、井戸、中辻、肘塚、高御門、 陰陽、西新屋、東木辻、鳴川、花園、瓦堂、北京終、南京終、京終地方東側、 京終地方西側、南城戸、南中、南風呂、小太郎、南新、柳、西寺林、 木辻、南魚屋、杉ヶ、南肘塚、桂木、南京終町1丁目～7丁目、三棟、東寺 林、西寺林、今御門、池之、元飯本、樽井、餅飯殿、馬場、東向南、 下御門、勝南院、北室、阿字万字、東城戸、椿井、角振、角振新屋、上三條、 奥子守、寺、北向、寺、北城戸、小川、元飯本、樽井、餅飯殿、馬場、東向南、 西御門、小西、林小路、高天、漢國、登大路、中筋、東向北、大豆山、大豆 山突抜、花屋敷、半田突抜、南半田西、南半田中、北半 田西、北半田中、半田横、押小路、後藤、北魚屋東、北魚屋西、西篠錆、北 川端、北袋、西包永、多門、高天市、阪新屋、芝新屋、西新屋、 所、菖蒲池、内侍原、北小路、半田開、畠中、船橋、北市、法華寺、 法蓮、三條、下三條、今辻子、西之阪、油阪、三条本、三条前、三条添川、 三条大宮、大宮町1丁目～7丁目、芝辻町1丁目～4丁目、芝辻、油阪地方、 三条川西、大安寺、柏木、八條、六条、七条、西ノ京、二条町1丁目～3丁目、 辻、横領、北新、佐紀、五条、六条、七条、西ノ京、二条町1丁目～3丁目、 二条大路南1丁目～5丁目、尼辻、尼辻中、尼辻南、三条大路1丁目～5 丁目、四条大路1丁目～5丁目、押熊、中山、山陵、秋篠三和町1丁目・2 丁目、秋篠、秋篠新、秋篠早月、敷島町1丁目・2丁目、歌姫、西大寺小坊、 西大寺新田、西大寺池、西大寺高塚、西大寺宝ヶ丘、西大寺赤田町1丁目 ・2丁目、西大寺、西大寺北町1丁目～4丁目、菅原、青野、若葉台1丁目 ～4丁目、疋田、宝来、平松、疋田町1丁目～5丁目、西大寺東町1丁目・ 2丁目、西大寺新町1丁目・2丁目、西大寺本、西大寺榮、西大寺南、西大 寺国見町1丁目・2丁目、西大寺芝町1丁目・2丁目、西大寺野神町1丁目 ・2丁目、西大寺竜王町1丁目・2丁目、あやめ池南1丁目～9丁目、あや め池北1丁目～3丁目、学園南1丁目～3丁目、学園大和町1丁目～5丁目、 学園北1丁目・2丁目、学園朝日、学園朝日元町1丁目・2丁目、鶴舞東、 鶴舞西、百樂園1丁目～4丁目、中山町西1丁目～4丁目、朝日町1丁目・ 2丁目、登美ヶ丘1丁目～6丁目、中登美ヶ丘1丁目・2丁目、西登美ヶ丘 1丁目～8丁目、東登美ヶ丘1丁目～3丁目、二名、三碓、中、青垣台1丁 目～3丁目、石木、大和田、千代ヶ丘1丁目～3丁目、鳥見町1丁目～4丁目、

序 章

4. 市町村役所(場)の位置ならびに区域内の町(字)の数及び名称(続)

4. 市町村役所(場)の位置ならびに区域内の町(字)の数及び名称(続)

市町村別	役所、役場位置	町 大字数	町及 び 大 字 名
樋原市	八木町1丁目1番 18号	93	四条、石川、久米、大久保、大輕、吉田、四分、五条野、畠傍、城殿、見瀬、山本、栄和、南妙法寺、御坊、田中、鳥屋、和田、東池尻、大谷、慈明寺、寺田、五井、曾我、地黄、北妙法寺、土橋、小楓、小楓、中曾司、東坊城、慈梯、忌部、曲川、新堂、古川、今井町1丁目～4丁目、小綱、兵部、醍醐、縄手、飛驒、上飛驒、別所、高殿、法花寺、小房、八木町1丁目～3丁目、南八木町1丁目～3丁目、北八木町1丁目～3丁目、内膳町1丁目～5丁目、一、川西、觀音寺、北越智、十市、太田市、東竹田、中、常盤、石原田、山之坊、木原、新賀、上品寺、葛本、西池尻、南山、戎代、南浦、木之本、下八鈎、膳夫、出合、出塙内、光陽、飯高、大垣、豊田、新口、西新堂
桜井市	大字粟殿432番地 の1	81	慈恩寺、肱本、黒崎、竜谷、泊、岩坂、生田、たかた、あべ、あべもくぎいんち 丁目・2丁目、橋本、池之内、山田、高家、粟殿、川合、戒重、赤尾、忍阪、桜井、谷、河西、外山、浅古、下、上之宮、倉橋、今井谷、横柿、北山、西口、多武峰、鹿路、飯盛塚、八井内、針道、百市、南音羽、下居、北音羽、下り尾、粟原、小夫富方、小夫、三谷、修理技、笠、灌倉、芹井、白木、中谷、和田、萱森、吉備、大福、東新堂、新屋敷、西之宮、初瀬、日河、出雲、吉隱、芝、茅原、箸中、大泉、大西、三輪、金屋、上之庄、穴師、巻野内、辻、草川、太田、大豆越、東田、江包、豊前、豊田
五條市	本町1丁目1番 1号	81	五條1丁目～4丁目、須恵1丁目～3丁目、岡口1丁目～2丁目、本町1丁目～3丁目、新町1丁目～3丁目、二見1丁目～7丁目、中之、上之、北山、大澤、木ノ原、畑田、下之、釜窪、今井、今井1丁目～5丁目、岡、三在、宇野、小島、六倉、近内、住川、山阿田、山田、原、大野新田、滝、車谷、湯谷市塚、八田、南阿田、島野、野原、牧、中、黒駒、大野、山陰、表野、大津、犬闘、上野、相谷、火打、田殿、大深、阪合部新田、櫻辻、御山、丹原、生子、靈安寺
御所市	1番地の3	67	御所、室、條、富田、池之内、蛇穴、南十三、茅原、玉手、本馬、東寺田、原谷、柏原、東辻、北十三、柳原、今城、出屋敷、鳥井戸、林、五百家、船路、僧堂、北崔、西北崔、高天、極楽寺、南郷、井戸、佐田、下茶屋、小殿、栗阪、鴨神、西佐味、東佐味、東持田、西持田、朝妻、伏見、蘭屋、増、名柄、東名柄、多田、西寺田、宮戸、森脇、豊田、今住、稻宿、戸毛、古瀬、樋野、奉膳、朝町、新田、重阪、櫛羅、櫛原、三室、幸町、東松本、竹田、元町、小林、内谷
生駒市	東新町8番38号	76	山崎町、新旭ヶ丘、東旭ヶ丘、西旭ヶ丘、軽井沢町、東新町、北新町、元町 1丁目～2丁目、本町、山崎新町、仲之町、門前町、小明町、生駒台南、生駒台北、新生駒台、南田原町、北田原町、松美台、東生駒1丁目～4丁目、

序 章

4. 市町村役所(場)の位置ならびに区域内の町(字)の数及び名称(続)

市町村別	役所、役場位置	町 大字数	町 及 び 大 字 名
添上郡 月ヶ瀬村	大字尾山2845番地	6	石打、尾山、長引、嵩、月瀬、桃香野
山辺郡 都祁村	大字針2176番地	16	針、針ヶ別所、小倉、上深川、下深川、荻、馬場、友田、蘭生、小山戸、相河、吐山、白石、南之庄、甲岡、来迎寺
山添村	大字大西151番地	29	春日、大西、菅生、西波多、遼瀬、中峯山、廣代、中之庄、吉田、廣瀬、鶴山、片平、葛尾、室津、松尾、野の野、峰寺、桐山、北野、三ヶ谷、勝原、切幡、伏拝、助命、箕輪、堂前、岩屋、毛原、大塩
生駒郡 平群町	吉新1丁目1番1号	30	鳴川、櫟原、楢原、若葉台、西向、上庄、梨本、吉新1丁目～4丁目、三里、白石畑、平等寺、下垣内、福貴、福貴畑、久安寺、信貴畑、樺原、越木塚、若井、西宮、椿井、信貴山、初香台
三郷町	勢野3666番地の1	19	立野、城山台1丁目～4丁目、勢野、信貴ヶ丘、勢野元懐持寺方、南畑、美松ヶ丘西1丁目～2丁目、美松ヶ丘東1丁目～2丁目、東信貴ヶ丘1丁目～3丁目、三室1丁目～2丁目、夕陽ヶ丘
斑鳩町	大字法隆寺1573番地 の3	42	龍田、龍田1丁目～4丁目、龍田南1丁目～6丁目、龍田北1丁目～5丁目、興留1丁目～9丁目、興留東1丁目、阿波1丁目～3丁目、小吉田1丁目～2丁目、稻葉車瀬、稻葉車瀬1丁目・2丁目、神南、神南1丁目、法隆寺、三井、岡本、幸前、高安、自安
安堵村	大字東安堵1353番地	5	東安堵、西安堵、笠目、僅田、岡崎
磯城郡 川西町	大字結崎217番地 の1	6	結崎、下永、吐田、梅戸、唐院、保田
三宅町	大字伴堂689番地	7	伴堂、小柳、但馬、上但馬、屏風、三河、右見
田原本町	890番地の1	91	郭内、幡橋町、根太房、三輪町、味間町、材木町、堺町、南町、新地、大門東、大門中、大門西、祇園町、市町、本町、茶町、戎通1丁目～3丁目、殿町、幸町、室町1丁目～3丁目、小室、御町、旭町、新薬王寺、佐味、大網金剛寺、松本、西竹田、十六面、薬王寺、南薬王寺、保津、三笠、満田、平野、南三笠、松本北、みどりの里地、みどりの北、新木、矢部、多、宮森、

4. 市町村役所(場)の位置ならびに区域内の町(字)の数及び名称(続)

市町村別	役所、役場位置	町 大字数	町 及 び 大 字 名
宇陀郡			笠縫、秦樂寺、九品寺、柳町、八条、阿部田、味間、島の町、南千代、千代公苑 宮古、八尾、西八尾、黒田、石橋团地、富本、新町、西新町、中八、西井 上、東井上、平田、木本、いよど、かきがた、くらど、ためがなみ、ながまち、かわちじろ、ちしきこうさん 貴寺、八田、唐古、西代、今里、鍵、小阪、阪手北、阪手南、阪手西、大安 寺、笠形第一、新阪手、西鍵
大宇陀町	大字迫間25番地	57	万六、出新、拾生(町)、かみしん、なかみ、かみなか、かみほん、かみちや、ししちや、しもほん 下中、下出口、小出口、宮奥、下宮奥、関戸、大東、黒木、本郷、迫間、中 庄、ひらう、かすが、じしやま、いわひら、こつけ、こづ、じゆがわら、しづう、ほんさか、まどりがく、 麻生田、内原、口今井、野依、平尾、五津、岩清水、調子、塚脇、藤井、才 がつじ、しち、やまぐち、しらどい、かみし、ししとき、おだ、こわだ、まき、くりの、たか ヶ辻、守道、山口、白鳥居、上品、下品、和田、小和田、牧、栗野、田原、 上片岡、下片岡、東平尾、大熊
菟田野町	大字松井58番地	17	古市場、岩崎、別所、平井、見田、大沢、大神、松井、稻戸、駒帰、佐倉、 宇賀志、東郷、入谷、下芳野、上芳野、岩端
樺原町	大字萩原164番地	46	戎場、山辺三、額井、赤瀬、長峯、福地、萩原、下井足、篠塗、雨師、安田、 笠間、上井足、足立、いがみ、たかひ、まくにし、くわだ、ひだ、やまじ、おおがい、 沢、三宮寺、母里、内牧、八瀧、諸木野、赤埴、高井、自明、檜牧、荷坂、 角柄、柳、天満台西1丁目～4丁目、天満台東1丁目～4丁目、萩の里、あ かね台1丁目・2丁目
室生村	大字大野1641番地	19	黒岩、田口元上田口、田口元角川、下田口、室生、向渕、大野、三本松、砥 取り、瀧谷、西谷、瀧口、無山、多田、染田、小原、上笠間、下笠間、深野
曾爾村	大字今井495番地 の1	9	揖、長野、小長尾、今井、塙井、萬、太良路、伊賀見、山粕
御杖村	大字菅野368番地	4	神末、菅野、王屋原、挑僕
高市郡			
高取町	大字觀覚寺 990-1番地	24	壺阪、清水谷、高取、上子島、下子島、上土佐、下土佐、觀覚寺、吉備、松 山、羽内、藤井、市尾、谷田、丹生谷、兵庫、山井庄、薩摩、森、佐田、興 楽、寺崎、越智、車木
明日香村	大字岡55番地	33	岡、島庄、上居、細川、上、尾曾、冬野、畑、入谷、柏森、稻渕、阪田、祝 戸、橘、立部、のり、のわら、あい、かと、とうとう、こやま、ねくやま、やづ、林 山、御園、檜前、阿部山、大根田、栗原、平田、越、真弓
北葛城郡			
新庄村	大字柿本166番地	28	新庄、葛木、南藤井、大屋、寺口、中戸、弁之庄、疋田、北道穂、南道穂、西 室、東室、柿本、笛堂、北花内、忍海、姜、新村、新町、南花内、西辻、林 堂、山田、平岡、山口、梅室、笛吹、脇田

序 章

4. 市町村役所(場)の位置ならびに区域内の町(字)の数及び名称(続)

市町村別	役所、役場位置	町 大字数	町及 び 大 字 名
当 麻 町	大字長尾85番地	15	南今市、太田、兵家、竹内、長尾、木戸、尺土、八川、大畑、當麻、勝根、今在家、染野、新在家、加守
香 芝 町	本町1397番地	61	五位堂、良福寺、鎌田、別所、瓦口、磯壁、畑、穴虫、閑屋、田尻、閑屋北1丁目～8丁目、下田、下田東1丁目～5丁目、下田西1丁目～4丁目、藤山1丁目～2丁目、本町、逢坂、狐井、北今市、五ヶ所、高、上中、今泉、畠田、三吉、疋相、安部、平野、尼寺、磯壁1丁目～7丁目、畑1丁目～7丁目、西真美1丁目～3丁目
上 牧 町	大字上牧 3350番地	10	上牧、下牧、片岡台1丁目～3丁目、中筋出作、桜ヶ丘1丁目～3丁目、葛城台
王 寺 町	王寺2丁目1番 23号	45	王寺1丁目～3丁目、久度1丁目～5丁目、舟戸1丁目～3丁目、本町1丁目～5丁目、葛下1丁目～4丁目、王寺、藤井1丁目～3丁目、藤井、畠田1丁目～9丁目、元町1丁目～3丁目、明神1丁目～4丁目、太子1丁目～3丁目、畠田
広 陵 町	大字南郷583番地 の1	19	大塚、安部、平尾、疋相、三吉、笠、南郷、吉寺、百済、広瀬、沢、大野、萱野、南、弁財天、的場、大場、中、寺戸
河 合 町	大字池部3番地	19	池部、穴闇、長楽、川合、西穴闇、城内、大輪田、葉井、佐味田、星和台1丁目・2丁目、中山台1丁目・2丁目、広瀬台1丁目～3丁目、高塚台1丁目～3丁目
吉 野 郡			
吉 野 町	大字上市80番地 の1	37	吉野山、丹治、飯貝、左曾、六田、橋屋、上市、立野、柳、香束、色生、三茶屋、小名、宮滝、菜摘、御園、桔井、矢治、堅治、堅尾、喜佐谷、新子、窪垣内、南国柄、南大野、入野、国柄、西谷、峰寺、志賀、滝畑、津風呂、山口、平尾、河原屋、千股、佐々羅、三津
大 淀 町	大字土田187番地	22	中増、西増、増口、比會、北六田、新野、北野、馬佐、越前、土田、檜垣本、畑屋、芦原、持尾、矢走、岩壺、鋒立、大岩、下澁、今木、葉水、佐名伝
下 市 町	大字下市1960番地	21	下市、新住、阿知賀、柄原、善城、平原、梨子堂、柄本、原谷、序邑、立石、広橋、才谷、丹生、長谷、谷、西山、貞原、黒木、石堂谷、小路
黒 滝 村	大字寺戸77番地	12	笠木、桂原、長瀬、御吉野、堂原、寺戸、中戸、赤滝、脇川、横尾、鳥住、粟飯谷
西 吉 野 村	大字城戸122番地	42	奥谷、夜中、西新子、平沼田、百谷、赤松、湯川、唐戸、尼ヶ生、八ツ川、十日市、鹿場、小吉田、南山、滝、老野、江出、神野、北曾木、和田、屋那瀬、向加名生、大日川、黒澗、湯塙、勢井、西日裏、川股、平雄、茄子原、

4. 市町村役所(場)の位置ならびに区域内の町(字)の数及び名称(続)

市町村別	役所、役場位置	町 大字数	町 及 び 大 字 名
			本谷、立川渡、永谷、宗川野、西野、阪巻、城戸、川岸、陰地、津越、大峯、檜川迫
天川村	大字沢谷60番地	24	洞川、北角、南角、中川、川合、沢谷、沖金、中谷、沢原、北小原、五色、南日裏、坪内、九尾、柄尾、和田、庵住、龍山、山西、広瀬、滝尾、塩野、塩谷、辰巳屋新田
野迫川村	大字北股84番地	14	今井、柞原、中、上、池津川、中津川、立里、北股、平、北今西、檜股、弓手原、紫闇、平川
大塔村	大字辻堂41番地	17	辻堂、殿野、閑君、宇井、堂平、簾、小代、阪本、中原、飛養曾、引土、清水、中井傍示、惣谷、篠原、猿谷、中峯
十津川村	大字小原225番地 の1	55	長殿、沼田原、旭、宇宮原、谷瀬、上野地、林、高津、内野、山天、三浦、五百瀬、杉清、川津、風屋、瀧川、内原、野尻、山崎、池穴、小井、湯之原、小森、小原、武藏、大野、高瀬、小川、上葛川、東中、神下、竹筒、玉置川、折立、山手谷、平谷、込之上、櫻原、那知合、谷垣内、山手、猿飼、桑畑、七色、重里、永井、玉垣内、今西、西中、大谷、小山手、小坪瀬、迫西川、上湯川、出谷
下北山村	大字寺垣内983番地	9	前鬼、上池原、下池原、池峰、寺垣内、浦向、佐田、上桑原、下桑原
上北山村	大字河合330番地	4	西原、河合、小橡、白川
川上村	大字迫317番地	26	東川、西河、大瀬、寺尾、北塙谷、迫、高原、高原土場、人知、白屋、井戸、武木、井光、下多古、白川渡、中奥、榜尾、瀬戸、北和田、神之谷、上多古、柏木、上谷、大道、伯母谷、入之波
東吉野村	大字小川779番地 の2	18	小川、小、木津川、小栗栖、中黒、鶴家、三尾、狭戸、大豆生、麦谷、萩原、伊豆尾、日裏、木津、杉谷、平野、滝野、谷尻